

＜平成20年度 第2回大垣市都市景観審議会＞

## 大垣市景観計画（素案）に関する意見等・回答

大垣市景観計画（素案）に対する各委員からの意見について、答申に反映すべきものや付記するものなど、次の区分により整理します。（順序は、計画（素案）での掲載順）

＜意見区分＞

- 【A】：計画（素案）の修正事項として答申するもの。  
 【B】：計画の推進にあたって、留意すべき意見として答申に付記するもの。  
 【C】：審議会における意見として資料及び会議録に記載し、答申には反映しないもの。

### ○意見に基づき計画（素案）の修正を行うもの

【No.1】

事前提出意見		意見区分	① A B C
該当頁	7 4行目	該当項目	2.景観形成方針(2)景観形成の基本方針 ②市民が誇りを持てる大垣らしい顔のあるまち
意見等	「序々」→「徐々」		
回答	ご指摘のとおり訂正させていただきます。		

【No.2】

事前提出意見		意見区分	① A B C
該当頁	7	該当項目	2.景観形成方針(2)景観形成の基本方針 ②市民が誇りを持てる大垣らしい顔のあるまち
意見等	大垣駅から大垣城までの区域については詳細に記述があるが、中山道赤坂宿、美濃路墨俣宿、美濃路大垣宿についても、具体的な記述が必要ではないか。		
回答	ご指摘のとおり、宿場町景観の記述が不十分でしたので、現在の宿場町の景観の状況等について記述を追加させていただきます。		

【No.3】

事前提出意見		意見区分	(A) B C
該当頁	12	該当項目	3.景観計画(2)景観形成に関する方針 ② くらしの情景区域
意見等	くらしの情景区域に工場地についての記述があるが、工場は本来設備投資を繰り返すため、残った工場に価値があるとは思えないが、なぜ保存するのか。歴史ある煉瓦造りの工場を残す合理的な理由が見当たらない。いったん保存すると、その維持に多額の税金を要するのであれば、その是非は真剣に議論すべき。		
回答	<p>特に先人がつくりあげてきた地域を象徴する景観を有する建築物については、市として積極的に保存し、地域のまちづくり活動への活用も含めた運用を行っていきたいと考えています。</p> <p>しかし、ご指摘をいただいたとおり、工場のみが保全の対象ではありませんので、P12の②くらしの情景区域の6行目途中からの「歴史のある煉瓦づくりの工場などは・・・」の文章を、「例えば歴史ある煉瓦造りの建造物に代表されるものは・・・」と訂正させていただきます。</p> <p>なお、保存すべき建造物等の選定や指定については、P32の「大垣市景観遺産審議会の設置（案）」の中で今後議論してまいります。</p>		

【No.4】

事前提出意見		意見区分	(A) B C
該当頁	15	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限 1)行為の制限 「1 建築物」 ●景観形成区域区分ごとの行為の制限
意見等	②「くらしの情景区域」③「田園の情景区域」④「里山の情景区域」の位置の項目において、「道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう・・・」との表現は理解できない。道路が威圧感を感じるのか。		
回答	この表現は適切ではありませんでしたので、「道路に」の語句を削除します。		

【No.5】

事前提出意見		意見区分	① A B C
該当頁	16	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限 1)行為の制限 「3.土地の形質の変更」
意見等	表の「その他」の項目の規制内容で、「地区計画」、「景観協定」、「建築協定」、「緑地協定」とあるが、これらの用語解説を追加してほしい。		
回答	ご指摘の通り、これらの用語については解説を加えます。		

【No.6】

事前提出意見		意見区分	① A B C
該当頁	18	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限 2)届出対象行為
意見等	建築物と工作物の場合は一定規模を「超える」で、その他の場合は一定規模「以上」とあるが、可能であれば統一した方が良い。		
回答	一部表現に誤りがありました。高さについては「超える」とし、面積については「以上」で統一します。		

【No.7】

事前提出意見		意見区分	① A B C
該当頁	20	該当項目	3.景観計画(4)景観形成重点地域 1)景観形成重点地域
意見等	囲み内の3つめの○の「景観形成の理念を市民・事業者へ啓蒙する上で・・・」のところ、「啓蒙」⇒「啓発」とした方が適切。		
回答	ご指摘の通り、「啓発」とさせていただきます。		

【No.8】

事前提出意見		意見区分	① A B C
該当頁	25	該当項目	3.景観計画(5)景観形成モデル地域 1)住民提案等による景観形成モデル地域における景観形成
意見等	1)の下から2行目、「景観地区」とあるが、この用語の解説を追加してほしい。		
回答	ご指摘の通り、この用語については解説を加えます。		

【No.9】

第1回審議会意見		意見区分	(A) B C
該当頁	31	該当項目	3.景観計画(6)大垣市景観遺産 1)大垣市景観遺産の指定の方針 ⑥景観重要樹木の指定について
意見等	景観重要樹木の「基本的な考え方」の中に「アイストップ」との記載があるが、これはどのような意味か。		
回答	文字通り「目にとまる」ようなところを指し、T字路のつきあたりであるとか、枝ぶりの良い樹木など、誰もがつい見てしまうような、目に飛び込んでくるようなものを意味しています。 この用語については解説を加えます。		

【No.10】

事前提出意見		意見区分	(A) B C
該当頁	38	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 2) (仮称) 大垣市景観遺産ファンド
意見等	活用イメージの図で、景観遺産ファンドの使い道の例示が「改修助成」とあるが、上述の文章4行目に「市民が実施するまちづくり事業等を支援する」とあり、実施にはソフト事業にも助成するのではないか。「改修助成」のみではハード事業しか助成しないように感じる。		
回答	ご指摘の通り、景観遺産ファンドには景観遺産の活用に関してのソフト事業助成も含まれています。イメージ図に「まちづくり事業助成」を加えます。		

【No.11】

事前提出意見		意見区分	(A) B C
該当頁	38	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 2) (仮称) 大垣市景観遺産ファンド
意見等	「ファンド」の用語解説をいれてはどうか。		
回答	ページ中の文章に、ファンドの説明を追加します。		

○計画（素案）の記載事項へのご質問等

【No.1 2】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	C
該当頁	14	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限		
意見等	建物の色彩については、これまでの計画・条例でも規制されていたのか。				

【No.1 3】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	23	該当項目	3.景観計画(4)景観形成重点地域 5)景観形成重点地域の検討対象区域		
意見等	「中山道赤坂宿」は重点地域に指定しないのか。すでに何らかの形で指定されているということであれば、何かしらの記載が必要では。				

【No.1 4】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	26	該当項目	3.景観計画3)景観形成モデル地域の指定手順		
意見等	⑧の「審議会へ意見聴取・・・」、P.38 12行目の「別に指定する審議会等」、P.45 5行目の「審議会へ定期的に・・・」の審議会とは何の審議会か。				

【No.1 5】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	C
該当頁	29	該当項目	3.景観計画(6)大垣市景観遺産等		
意見等	資料に旧カネボウの写真が載っているが、紡績工場等の近代遺産や大垣城などが大垣市景観遺産に指定されると、とにかく守っていかなければならなくなり、いっさいの開発はしないようにするという事か。				

【No.16】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	C
該当頁	29	該当項目	3.景観計画(6)大垣市景観遺産等		
意見等	無何有荘大醒櫺(船町2丁目全昌寺に移築されていたが、現在は解体され部材として保存されている)は、歴史的資産として景観遺産に該当するのか。				

【No.17】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	C
該当頁	38	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 2) (仮称) 大垣市景観遺産ファンド		
意見等	もう少し具体的な説明がほしい。				

【No.18】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	C
該当頁	38	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 2) (仮称) 大垣市景観遺産ファンド		
意見等	MINTO機構は景観法に基づく景観専門の団体なのか。				

【No.19】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	C
該当頁	39	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 3)景観形成に対する「修景助成金」制度について		
意見等	修景助成金は、古い建物の修繕や建替えに対して、一定の基準を満たすものについて、助成を行うということで良いか。				

【No.20】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	C
該当頁	41	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 4)景観整備機構の指定		
意見等	もう少し具体的な説明がいただきたい。				

【No.21】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	C
該当頁	41	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 4)景観整備機構の指定		
意見等	全国的にはこの制度は成功しているのか。				

【No.22】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	C
該当頁	43	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 5)大垣市サインシステム整備計画の見直し		
意見等	大きくてわかり易い案内マップの作成や、要所要所の案内板の整備は行われているか。				

【No.23】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
市の景観形成について					
意見等	この活動に関連して、近年、外壁や塀などにスプレーによる落書きがいたるところに見られ、その対策に苦慮していると聞かすが、市ではこれに対し対策をどのように考えているか。				

【No.24】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	C
該当頁	資料編 19	該当項目	資料編(3)市民アンケート		
意見等	資料編のP19ページから市民アンケートの結果が掲載されていますが、この結果がどのように計画に反映しているか説明をお願いします。				

○計画（素案）記載事項の表現等へのご意見等

【No.25】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	5	該当項目	2.景観形成方針(1)景観形成の目標		
意見等	4つの目標のうち、2・3番目は抽象的すぎてイメージできないので、P7に方針としてあげられている内容をあげてはどうか。 例 「市民が誇りを持てる大垣らしい顔のあるまち」→「町の歴史を背景とした風格あるまち」 「大垣らしい多彩な情景に出会えるまち」→「新しい活力を感じられるまち」、「自然と人が一体となって作りだした美しいまち」等				

【No.26】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	5	該当項目	2.景観形成方針(1)景観形成の目標		
意見等	「(都)大垣駅南口線」との表記では、わかりづらい。				

【No.27】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	6～9	該当項目	2.景観形成方針(2)景観形成の基本方針 ①～④		
意見等	文章の書き出しが太字の「大」となっているが、特に意味がない。				

【No.28】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	C
該当頁	6～9	該当項目	2.景観形成方針(2)景観形成の基本方針		
意見等	市民協働という考え方は前回の審議会でも出た意見であり、行政だけではやりにくい問題がたくさんあるので、市民に理解をもとめて協働してやっていくということを方針のなかに入れてはどうか。				



【No.29】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	8、12	該当項目	2.景観形成方針(2)景観形成の基本方針 ③大垣らしい多彩な情景に出会えるまち他		
意見等	写真の3番目で、歴史的建築物を意味しているなら、煉瓦づくりの部分を拡大してはどうか。P12の写真も同様。				

【No.30】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	15	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限 1)行為の制限 「1 建築物」 ●景観形成区域区分ごとの行為の制限		
意見等	「極力道路から後退する」という曖昧な記述はやめ、具体的な記述が必要。				

【No.31】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	資料編 16～18	該当項目	資料編(2)大垣市の概況 図：土地利用規制図(大垣・墨俣地域)、土地利用規制図(上石津地域)、都市計画図		
意見等	地図の凡例の文字が小さすぎる。もっと拡大しないと読みにくい。				

【No.32】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	資料編 19	該当項目	資料編(3)市民アンケート		
意見等	アンケートの地域別サンプル数が大垣700、上石津150、墨俣150とあるが、人口比でサンプルを抽出するのであれば大垣933、上石津39、墨俣28となる。市全体としてのアンケート結果ということであれば、加重平均で結果を集計すべきである。そうでないと、小地域の結果が全体にバイアスがかかり、正確な全体像が把握できない。				

○計画（素案）で規定する内容について等

【No.33】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	11	該当項目	3.景観計画(1)景観計画区域		
意見等	市全体が計画区域となっているが、もう少し地域の選択と集中を図った方が良いのでは。市全体について取り組もうとすると、どうしても総花的になってしまい、焦点が絞れなくなるので、大垣らしさとは何か、大垣らしさを意識した地域を指定すべき。もう少しエリアを絞ったほうが良い計画になると思う。				

【No.34】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	12	該当項目	3.景観計画(2)景観形成に関する方針 ①にぎわいの情景区域		
意見等	①のにぎわいの情景区域の方針に関連して、大垣駅通りの景観について、大垣駅通り・大垣駅周辺は資料編のアンケート「好ましくない景観、改善したい場所」にも挙げられているように、市民が改善したい場所の最大のものである。もっと今後の改善等の取り組みについて突っ込んでまとめ、計画に現実性を持つものにすべき。これは昨年度の審議会でも出されていた意見である。				

【No.35】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	C
該当頁	14	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限		
意見等	行為の制限が、重点的に景観形成を行う地域だけでなく、市全域の一般の建物までになされることに、建築士としてはプレッシャーを感じる。色彩については、今回の提案の範囲であれば対応できると思うが、個性的な建築物をつくりたい方が多いので、計画中の行為の制限は建築士にとっては厳しいものとする。				

【No.36】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	14	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限		
意見等	大垣市の景観全体を考えたとき、色・形・マーク・キャラクターなど景観に関しての全体につながるベーシックな考えを、意識改革・啓発を含め、全体に根づかせ高めることが大切。				

【No.37】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	15	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限 1)行為の制限 「1 建築物」 ●景観形成区域区分ごとの行為の制限		
意見等	<p>「特に歴史的な景観を有する地域にあっては、極力和風基調のデザイン・・・」とあるが、具体的にどの場所かを特定した方が良い。また、莫大な経費を使って純和風基調にすることは強く反対したい。</p> <p>また、純和風基調を作ることにより人が集まるということは絶対になく、今から景観をそろえるのは困難である。にぎわいとは何かについて具体的な検討が必要。その結果として、市の玄関である大垣駅前のグランドデザインを策定し、商店街の活性化を始め様々な検討の1つとして景観計画が位置付けられるのでは。</p> <p>むしろ、中心市街地活性化対策など他の計画の方が重要と思われるので、こういった他の計画との連携についてもう少し記述が必要。</p>				

【No.38】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	29	該当項目	3.景観計画(6)大垣市景観遺産等		
意見等	<p>市内にある歴史的・文化的建築物は、所有者が高齢であったり後継者がいない等、その維持管理が大変難しくなっており、貴重な建築物が壊れたり朽ちかけるなど失われつつある。他市では、そのような建築物に現状変更の規制をかけたり、建築物の維持のための助成を行ってその保全に取り組んでいると聞く。大垣市でも歴史的建築物の買収や修景助成等、積極的な保全・活用を行ってほしい。</p>				

【No.39】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	C
該当頁	29	該当項目	3.景観計画(6)大垣市景観遺産等		
意見等	歴史・文化資産としての建造物は、建物単体として、ただ保存するだけではなく、周辺の景観との一体的な整備が必要であるとする。				

【No.40】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	C
該当頁	29	該当項目	3.景観計画(6)大垣市景観遺産等		
意見等	昔から駅前にあった「亀の池」は、現在、市役所の前に移設されているが、駅前にあったということがちょうど良いのではないかと。それは、人々の思い出であり、駅前の歴史的な資産であり、その場所と非常に関係があるからである。土地との関係で、出てくる、光ってくるものもある。				

【No.41】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	33	該当項目	3.景観計画(7)屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項		
意見等	屋外広告物のモデル地区を考えてはどうか。なお、囲み内の県条例における許可の基準④の「蛍光塗料」について、現在、看板材料はシート貼りが主流となっており、特に使われることはない(塗料は暫くしてムラができる)				

【No.42】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	36	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 1)景観形成市民団体の認定		
意見等	<p>「中山道赤坂宿まちづくりの会」に参加していた立場から言うと、現行の条例では、景観形成市民団体への助成は3年間に限定されているため、補助がなくなった途端、会の活動が徐々に縮小してしまった。市及び市職員が少しでも会に参画していればもっと違った形での継続が可能であったと考える。</p> <p>また、補助についても、わずかでも良いので、継続的な負担を行うのが重要。補助がなくなれば維持費等は住民の負担となり、事業が継続できない可能性があるから。交通費や少額の日当を認めた有償ボラ</p>				

ンティアについても検討していただきたい。
----------------------

【No.43】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	38	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 2)大垣市景観遺産ファンド		
意見等	景観を保全するためにファンドを立ち上げるのはもったいない。まちのにぎわいやくらしの情景を良くするのであれば、用途を景観保全に限らずまちづくりのように幅広く活用できるようにしたほうが支援しやすいのでは。また、名前が分かりにくいので改めるべき。				

【No.44】

事前提出意見		意見区分	A	B	C
該当頁	41	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 4)景観整備機構の指定		
意見等	「景観整備機構となる団体を新規に設立する方向で検討する」とあるが、現状の都市計画課で十分対応できる。今の時代に、新たな外郭団体等を設立するのはいかがかと考える。				

## 〇市の景観形成全般について

【No.45】

事前提出意見	意見区分	A	B	C
市の景観形成について①				
意見等	名古屋から大垣の水を求めて汲みにくる人もあり、大垣の水の豊かさやおいしさをより強調し、水汲み場の活用を行ってほしい。			
市の景観形成について②				
意見等	大垣市でトップアイストップである大垣城が商店街のビルの陰になり、観光客にいつも大垣城はどこかと尋ねられる。大垣城を見つけやすく景観を見直して頂きたい。簡単には現状を変えることはできないかもしれないが、一番大切に効果的な方向性であると信じる。			
市の景観形成について③				
意見等	<p>以前から改善の要望が多い大垣駅前の景観は、落ち着いたまとまりのある空間とは言えないので、大垣のイメージ、駅の規模から考えて、駅前には広場として皆が集える潤いのある空間が必要であると思う。</p> <p>現状では大規模な工事が必要とされ、それが難しいとするなら、今ある工作物等は他へ移転し、現状で考えられるまとまりある空間を考え、水都大垣を象徴するような景観を考えてはどうか。</p> <p>また、駅前の風情から、駅裏の現代的になりつつある景観とは異なる、落ち着いた景観を軸としたコンセプトを考え、早急に手を打つことが大切で、これにより、大垣市は変わり、美しくなることで力を与えることができるのではないかと。</p>			

【No.46】

事前提出意見	意見区分	A	B	C
市の景観について				
意見等	水門川の舟下りの日常化・営業化を提案したい。現在は、市のイベントに関係する期間のみの運営だが、常時有料にて運営し、サービスとして船中で俳句を詠んだ人には景品（大垣のグッズ）をプレゼントすれば全国的に有名になると確信する。			

【No.47】

事前提出意見	意見区分	A	B	C
市の景観形成について				
意見等	市民のボランティアについての活動は記載してあるが、市役所の役割、特に市職員の役割について明確にする必要がある。市職員も地域の活動に積極的に関与し、ボランティアとしてだけでなく、地域のリーダーとしても活躍してほしい。さらに、地域のボランティアを積極的に育て、住民との対話を通じて不足しているところを施策に反映してほしい。			

【No.48】

事前提出意見	意見区分	A	B	C
市の景観形成について				
意見等	一斉清掃を市全体で考え、毎週1回行い、義務化して定着化させてはどうか。その中で、市民交流、新しい発案などまちの景観について、親しみ、関わりを深めることができる。また、市民から出た、町内の整理したい場所・物、加えたいものにより環境・景観の充実が図れないか。市民意識を町、個人のレベルからの発想を大切にし、それを受け止める人及び機関が必要であり、上からの提案だけでなく市民からの小さな場所・小さな事から出た提案を考え構築することによって、町の一体感を強め市民でつくる景観の意味がでてくる。			

【No.49】

事前提出意見	意見区分	A	B	C
市の景観形成について				
意見等	駅前の整備など、ハード整備についての記述は見られるが、景観の維持管理については十分な記載がなされていない。整備だけ行いあとはボランティア任せにしてしまうのではないかと危惧する。また、景観を保全する必要は認めるが、保全するためには継続的な維持費が必要となるので、保全の決定には十分留意していただきたい。			

【No.50】

事前提出意見	意見区分	A	B	C
市の景観形成について				
意見等	この計画は、実際に大垣市の16万市民を想定した景観を考えているのか。京都や金沢、高山のように古い街並みを維持して観光地としている地域においては純和風の景観を維持する意義は高いが、大垣市で同様の取り組みは本当に必要なのか。整備を行えば行うだけ維持費が必要となるが、税金での取り組みであることを留意いただきたい。			

【No.51】

事前提出意見	意見区分	A	B	C
市の景観形成について				
意見等	「大垣を作っていくのは市民協働して」といろいろな部分に出てくるが、市民にアピールしてもっと積極的に行動できる雰囲気作りを前面に出すようにしてはどうか。例えば、街を美しくきれいにという趣旨から、本町通りにはいつも季節に合わせて美しい花々が整備されているように、住民が力を合わせて自発的に地道な事を推進する心とか姿勢を啓発していくというようなことにも力を入れてはどうか。			

【No.52】

第1回審議会意見	意見区分	A	B	C
大垣市景観計画の周知について				
意見等	大垣市景観計画を市民に知っていただくためパンフレット等を作成すると思うが、パンフレットは見やすくわかりやすいものにしていただきたい。パンフレット作成についての意見やアイデアを、審議会で話し合うのも良いのでは。			